新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席停止及び学級・学年・学校臨時休業の考え方

令和３年10月　明和町教育委員会

①

児童生徒の感染が判明した場合

当該児童生徒を**出席停止**とする

必要な場合、学校・学年・学級を臨時休業とする

濃厚接触者がいない場合、学級等を再開する

濃厚接触者がある場合

濃厚接触者に風邪等症状がない→学級等再開

濃厚接触者に風邪等症状がある→検査結果が判明するまで在籍する学級等を臨時休業とする。

②

児童生徒が濃厚接触者と認定された場合

当該児童生徒を**出席停止**とする

当該児童生徒に風邪等の症状がない場合→通常通り授業を行う

当該児童生徒に風邪等の症状がある場合→検査結果が判明するまで在籍する学級等を臨時休業とする。

当該児童生徒が**陽性**の場合①へ

当該児童生徒が、**陰性**の場合、本人を２週間程度の**出席停止**とする。学級が臨時休業していた場合は、再開する。

③

児童生徒の同居家族等が、濃厚接触者と認定された場合

同居家族等の検査結果が出るまで、当該児童生徒を**出席停止**とする

同居家族等が**陽性**の場合、②へ

同居家族等が**陰性**の場合、当該児童生徒を**登校可**とする

④

児童生徒に発熱等かぜ症状がみられる場合

当該児童生徒を**出席停止**とする

⑤

児童生徒の同居家族に発熱等かぜ症状がみられる場合

地域のまん延状況等を踏まえ、**出席停止**を判断する

文部科学省が示す臨時休業の範囲や条件の例

【学級閉鎖】
①同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合
②感染者が１名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
③１名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合

【学年閉鎖】
①複数の学級を閉鎖するなど、学年で感染が広がっている可能性が高い場合

【学校全体の臨時休業】
①複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

※上記を判断基準とするが、感染拡大状況を考慮しながら必要に応じて明和町教育委員会と協議する。